

# 幌別・常盤児童館の移転改築 について（案）

令和4年2月

## 幌別・常盤児童館の移転改築について（案）

### 1. 児童館とは

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、子どもの心身の健全やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設となっています。そのため、児童館はその理念を踏まえ、年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないこととされています。

### 2. 経緯

登別市においては、各小学校区に児童館を1か所以上整備し、市内で8つの児童館を運営しているところです。

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的としており、市内児童の登録状況は、小学生については41.3%、中学生については7.0%が登録しており、特に小学生の登録率が高くなっています。

幌別地区の児童館についてですが、幌別小学校、幌別東小学校の2校があるため、幌別児童館、常盤児童館があり、年間2館あわせて延べ3,600人程度の利用があります。

幌別東小学校の地域にある幌別児童館については、令和元年11月の火災により旧教職員住宅へ移転しましたが、建築から30年以上が経過していることから、最低限必要な修繕等を行い対応を図ってきました。

また、幌別小学校の地域にある常盤児童館・児童クラブは、平成27年9月に策定した「公共施設整備方針」により、幌別児童館と同様、最低限必要な修繕等を行い、老朽化し手狭である現存の施設をできる限り延命化する対応を図ってきました。

児童生徒数が減少傾向にある学校の統廃合については、教育委員会において、幌別東小学校を幌別小学校に統合することとし検討を進めており、幌別東小学校の保護者や地域住民有志により組織された地区別検討委員会で統合への合意が確認されたことから、令和3年度中にも、教育委員会として、両校を統合する方針を正式決定する予定であり、その場合には、令和7年4月1日の統合が見込まれるところです。

放課後等の子どもの居場所となる児童館についても、学校の統合に合わせて児童にとって安全・安心であり、利用しやすい学校敷地内に、幌別小学校区の常盤児童館・児童クラブと、幌別東小学校区の幌別児童館を集約した新たな児童館を移転改築することとし、その建築候補地については、学校敷地内のプール跡地（候補A）や体育館横（候補B）、体育館裏駐車場（候補C）の3カ所を候補地として、立地面積や日照条件、自然環境など様々な観点から総合的に検討を進めてきました。

その結果、一定の敷地面積が確保でき、更に周囲に樹木が並び、その間から自然

の木漏れ日が注がれるなどの自然環境面、周囲の建物に干渉されない等の児童の安全・安心面においても好立地であるプール跡地（候補A）に、新たな児童館を整備することとしました。

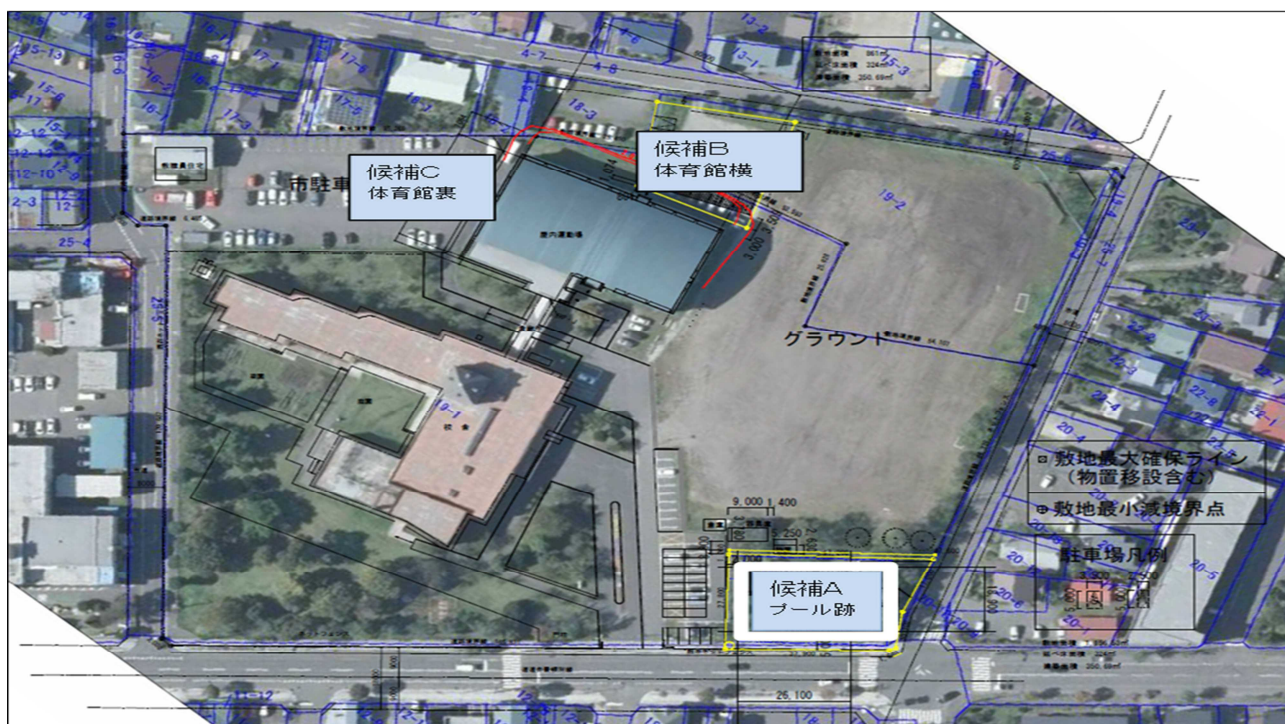
この新たな児童館・児童クラブの整備により、現在の常盤児童館については、学校敷地内に児童館が開設された後、また、幌別児童館については、学校の統廃合の後には用途廃止を行い、建物を含む土地利用のあり方について検討します。

### 3. 新幌別児童館について

#### (1) コンセプト

- ・学校の敷地内に建築することで、直接来館が可能となるため、利便性が高まり児童にとってより安全で安心な放課後の居場所となる児童館。
- ・旧小学校区や保護者の就労等で区別することなく、児童が一つの児童館で放課後等を共に過ごすことで、友情が育まれる児童館。
- ・児童がリラックスして穏やかな放課後を過ごすことができるよう、周囲の自然な環境とも調和し、家庭的な雰囲気を持つ児童館。
- ・小学校高学年も放課後の居場所として楽しむことができるよう幅広い世代の書籍を揃えたり、高学年向けで楽しみながら体を動かす器材等も整備した児童館。
- ・保護者や地域との交流が行われ地域ぐるみの子育て支援が促進されるよう、室内で簡単な調理等を行うことができるほか、児童の様々な学びの場として活用できるような多目的室を設けるとともに、放課後こども教室との一体的な運用も可能な児童館。
- ・将来の他校との統合の可能性も見据え、増築可能な児童館。

#### (2) 建設場所（幌別小学校プール跡地（白太枠内））



(3) 現施設との比較

現幌別児童館と現常盤児童館と比較し、新幌別児童館は、低学年から高学年まで幅広い層の児童が、放課後の居場所として様々な学びや遊びを楽しむことができるよう、敷地面積や建物面積を広めにした建物とします。

施設名		幌別児童館	常盤児童館	新幌別児童館
所在地		登別市幌別町8丁目17番地1	登別市常盤町2丁目34番地1	登別市中央町6丁目19番地1 (幌別小学校プール跡地)
建築内容	建設年度	昭和61年12月	昭和54年3月	令和6年秋頃(予定)
	敷地面積	-	570.64㎡	約940㎡
	建物面積	79.38㎡	180.42㎡	410㎡
	構造	木造平屋建	木造モルタル平屋建	木造平屋建

※建物面積については、児童館の方向性を示す目安として記載したものであり、今後、市民の声をお聞きし、基本設計・実施設計等において決定します。

#### (4) 建物面積の内訳

今回の児童館の建築にあたっては、コンセプトにもあるとおり、遊戯室においては、年長児童でも楽しみながら体力増進を図ることができる器材のスペースを設けたり、児童が複数の種目を遊戯室内で遊ぶことができるよう、児童館の面積基準の上限である336.6㎡を超えた児童センター級の建物にします。

また、未来を担う子どもたちが、地域との交流により様々な体験等を通して多くの学ぶ機会を得ることが可能な多目的室も設置します。

児童センターは年少児童だけではなく、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動スポーツ及び社会参加活動等に配慮するよう示されており、年長児童も活動できる場が求められているなど、今回の児童館建築にあたってのコンセプトとも共通しています。

設備	面積	用途	最大利用人数 (見込み)	根拠
遊戯室 (ホール)	130㎡	児童館	70	1人当たりの面積基準が設けられていないため、鶯別児童館(90㎡)の1日当たりの最大利用人数67名(平成30年2月)を参考とします。 *平成29年度鶯別小学校の児童数が296名であるため23%の児童が利用したものとすると、令和7年度の幌別小学校児童数の推計が263名であるため、263名の23%の60名が1日あたりの最大利用人数と想定されます。 校区拡大に伴い、直接来館児童数が増加すること、また更なる校区拡大に加え、高学年も放課後の居場所として楽しむことができる器材を整備すること等も加味し、面積は広めの130㎡としたいと考えています。
図書室 (兼事務室)	50㎡		30	図書室は机で本を読んだり、学習をするスペースであるため、放課後児童クラブの運営基準1.65㎡で利用人数を換算
多目的室	50㎡		20	児童が体験等を通して様々なことを学ぶ場として利用します。 また、地域の方が利用する貸館時や児童館・クラブのイベント時、または児童と地域の方との交流の場としても利用するため、一角に調理可能なコーナーも設けます。
放課後児童 クラブ室	100㎡	児童クラブ	60	放課後児童クラブ運営基準1.65㎡で換算
その他共有 スペース	80㎡	ホール、 便所等	-	鶯別児童館の共有スペースと同程度とします。
合計	410㎡		180	

※各部屋の面積や用途については、児童館の方向性を示す目安として記載したものであり、今後、市民の声をお聞きし、基本設計・実施設計等において決定します。

(5) 児童館と児童センターとの比較 (一部抜粋)

「児童館の設置運営要綱」では、児童センターは記載のとおり、児童館の機能に加え、遊び(運動を主とする)を通して体力増進を図ることを目的とした機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであることとしています。

	児童館	児童センター
建物の面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上
機能	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図るなど児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの	児童館の機能に加えて、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するもの
設備	建物には遊戯室、図書室及び事務室等の他に必要に応じ児童クラブ室等を設けること	遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 また、器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の機材、体力等の測定器材等を整備すること
補助額	●次世代育成支援対策施設整備交付金 施設整備費補助額:18,520千円	●次世代育成支援対策施設整備交付金 施設整備費補助額:25,785千円

(6) 建築スケジュール (令和4年度～令和6年度) ※予定

	年度	R4年度												R5年度												R6年度													
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
新規別児童館		基本設計												実施設計												発注・契約	児童館新設工事												開設

※基本設計・実施設計は一括発注とする。